

自治体名	実地指導の頻度	対象事業所数
滋賀県 湖南地域分	新規は1年以内:それ以降は更新前の年に1回(1回/6年) 通報等があった場合は随時	407
大津市	新規は1年以内にそれ以降は1回/2~3年	635
草津市	概ね1回/2年	増減も含め55
守山市	1回/3年	30強
野洲市	新規は1年以内:それ以降は更新前の年に1回(1回/6年) 通報等があった場合は随時	22
栗東市	新規は1年以内:それ以降は更新前の年に1回(1回/6年) 通報等があった場合は随時(ままならない)	21

指定指導業務の増加について

- ①介護保険制度を利用する高齢者が増加することで事業者の絶対数が増加したこと
- ②制度の充実を図る中で地域密着型サービスの種別が増加したこと
- ③平成28年度から滋賀県が指定指導権限を持つ通所介護のうち利用定員が18人以下の事業者について地域密着型通所介護の位置づけがなされ市町に権限移譲がされたこと
- ④平成30年度からは現在滋賀県に指定指導権限がある居宅介護支援について新たに市町へ権限移譲がされること(+36カ所)

平成29年度は、できる範囲(概ね1回/2年)で実地指導を行う。